

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の開催について

平成30年7月24日
閣議口頭了解
令和3年1月29日
一部改正

- 1 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「会議」という。）を開催する。
- 2 会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房長官
法務大臣

構成員 経済再生担当大臣
まち・ひと・しごと創生担当大臣
デジタル改革担当大臣
内閣府特命担当大臣（金融）
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）
内閣府特命担当大臣（少子化対策）
内閣府特命担当大臣（防災）
内閣府特命担当大臣（クールジャパン戦略）
内閣府特命担当大臣（地方創生）
国家公安委員会委員長
総務大臣
外務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

- 3 会議の下に、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定した官職にある者とする。

4 会議及び幹事会の庶務は、内閣官房及び法務省において処理する。